

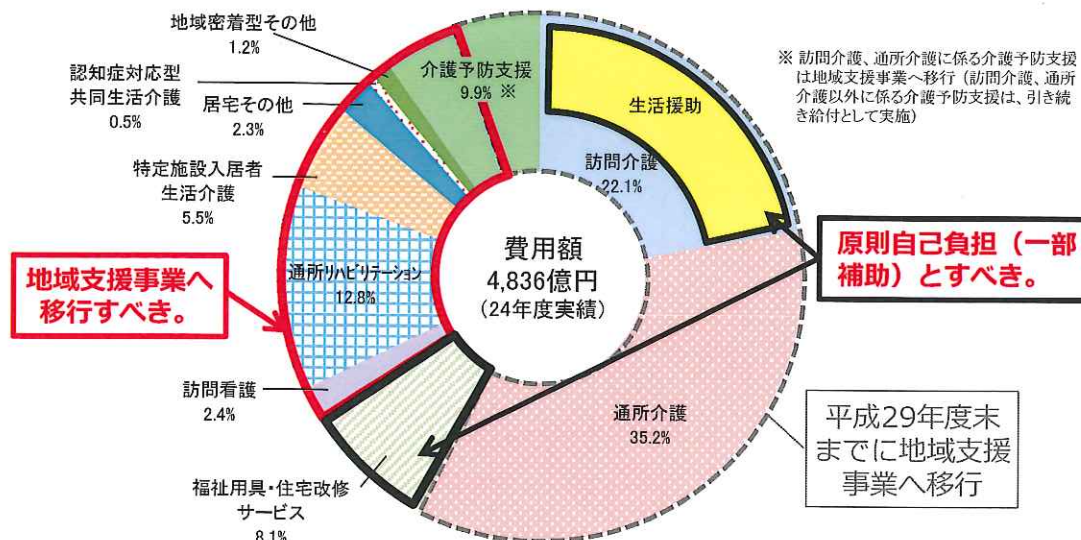
## 連携で目標達成を！

- 通所サービスだけの努力では「目標達成」には至らない
- ケアマネや包括支援センターのプランがどれだけ良くても「目標達成」には至らない
- 「達成可能な具体的な目標」「適切なサービス提供」「具体的な評価方法」の三点がそろうことで目標達成が見込める

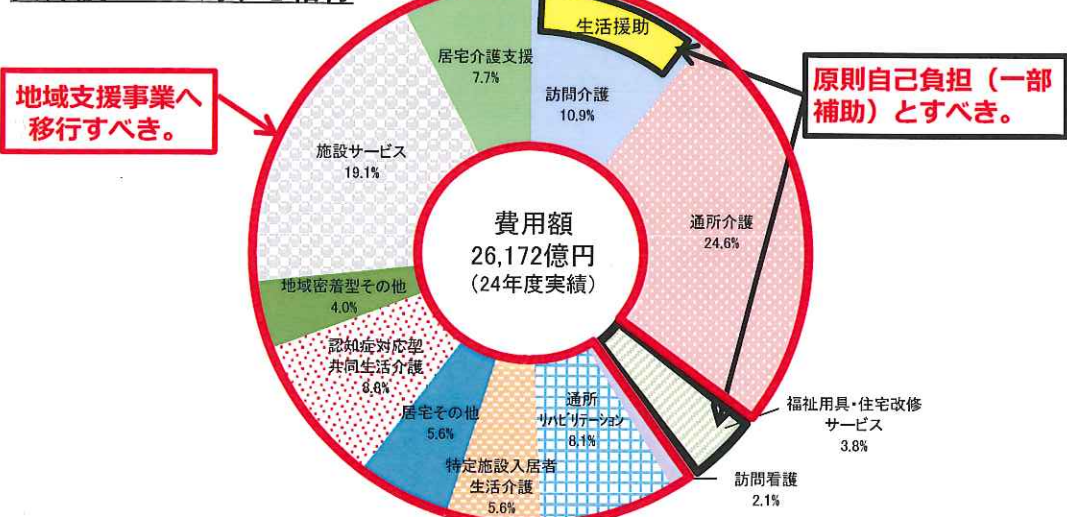
# 軽度者に対するその他の給付の見直し

○ 軽度者に対するその他の給付（例：通所介護）については、地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から、柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し、自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき。その際には、メニューの統合等により、簡素で分かりやすい体系とすべき。

## 要支援1・2に対する給付



## 要介護1・2に対する給付



## 通所介護の1日のスケジュール例

1人当たり費用（要介護1）：6,560円/日 ※  
 → うち利用者負担 656円、税・保険料負担 5,904円（食事等は別途負担）

時刻	A社の場合	B社の場合	C社の場合
08:00			
09:00	送迎	送迎	送迎
10:00	健康チェック等	入浴 レクリエーション (塗り絵、クイズ)	健康チェック等
11:00	入浴 機能訓練	口腔体操	ゆっくりする
12:00	嚥下体操	テレビ鑑賞	書道
13:00	昼食	昼食	昼食
14:00	機能訓練	機能訓練	麻雀
15:00	レクリエーション (音楽)	カラオケ	おやつ
16:00	おやつ	おやつ	カジノ
17:00	送迎	送迎	送迎

※ 通常規模型、その他地域で7～9時間のサービスを提供する場合の介護報酬の基本部分。  
 この他、入浴介助や機能訓練などのサービス提供や事業所の体制に対して別途加算・減算がある（例えば入浴介助を行う場合、1人当たり費用は500円/日増加）。さらに、介護職員の処遇改善を行っている場合、最大で+4.0%の加算（介護職員処遇改善加算）がある。